

## 桶川市告示第195号

ダイレクト型制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年8月26日

桶川市長 小野克典

### 1 入札に付する事項

- |           |                        |            |
|-----------|------------------------|------------|
| (1)工事名    | 公共下水道26-7工区管渠工事        |            |
| (2)工事場所   | 桶川市大字下日出谷地内            |            |
| (3)工事概要   | 工事延長                   | 54.37m     |
|           | 内径 1650mm(HP)管布設工      | L = 54.37m |
|           | 矩形組立マンホール設置工           | 2箇所        |
|           | 導水管工                   | 5箇所        |
|           | 付帯工                    | 1式         |
| (4)工定期    | 契約の日から平成27年2月27日まで     |            |
| (5)支払条件   | 前金払あり（桶川市建設工事前金払要綱による） |            |
| (6)予定価格   | 事後公表                   |            |
| (7)最低制限価格 | あり                     |            |
| (8)現場説明会  | 開催しない                  |            |

### 2 入札に参加できる者の形態 単体企業とする

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

ダイレクト型制限付き一般競争入札に参加できる者の資格要件は次のとおりとする。

- (1)公告日の前日において、土木工事を希望業種として平成25・26年度の桶川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、「B級」又は「C級」に格付けされた者。
- (2)建設業法に基づく許可を受けた本店又は主たる営業所を桶川市内に置き、当該営業所に桶川市と契約締結権限を有する者を置く者。
- (3)契約の締結日に関わらず平成16年4月1日以降公告までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約により、契約金額1,000万円以上の下水道工事を元請として完成させた実績を有する者。
- (4)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5)公告の日から開札日までの期間に、本市の入札参加停止の措置を受けていない

者。

- (6)公告の日から開札日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全でない者。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (7)公告の日から開札日までの期間に、主要取引先から経営状態を理由とする取引停止の事実がない者。
- (8)土木工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けている者。
- (9)この工事の業種に対応する国家資格を有する主任技術者等を、建設業法に従い工事現場に配置することができる者。

#### 4 入札書等の提出方法等

入札書等の提出は、次のとおりとする。

##### (1)提出方法

書留又は簡易書留による桶川郵便局留とする。

##### (2)提出期間（桶川郵便局に到達する期間）

平成26年9月18日（木曜日）から平成26年9月25日（木曜日）までに、桶川郵便局に到達するよう郵送すること（郵送された封筒に、到着期限日の郵便局の受領時間帯表示があるものは有効として取り扱う）。  
なお、設計図書の貸出しを受けない者は、当該入札に参加できない。

##### (3)提出先

〒363-8799 桶川郵便局留 桶川市役所 総務部契約管財課宛て

#### 5 開札の日時及び場所

(1)開札日時 平成26年9月30日（火曜日） 午前10時20分

(2)開札場所 桶川市役所南庁舎1階第3会議室

(3)開札は公開とする。

(4)入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

#### 6 入札に関する注意事項

(1)入札書等は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒とし、郵送すること。

ア 中封筒 中封筒表面に「入札書在中」、工事名及び入札参加者の商号又は名称を記載し、入札書を入れて封印すること。

イ 外封筒 外封筒表面に「桶川郵便局留」、「ダイレクト型制限付き一般競争入札」と朱書きし、裏面に工事名、工事場所、

入札参加者の商号又は名称、差出人住所、担当者氏名及び電話・FAX番号を記載し、アの中封筒及び工事費等内訳書を必ず同封すること。

(2)落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)入札執行回数は、1回とする。

(4)入札参加者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。

(5)入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 7 工事費等内訳書に関する事項

入札に当たっては、入札書に記載された金額の工事費等内訳書を同封すること。貸し出しした工事仕様書(内訳表)のとおりに、単価及び金額を記載すること。なお、入札に当たっては、明細書及び代価表の提出は求めないが、入札後、必要に応じて提出を求めることがあるため、予め作成しておくこと。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、桶川市契約規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

## 9 設計図書等の貸し出し等に関する事項

設計図面、仕様書その他必要な書類（以下「設計図書等」という。）の貸し出しは、電子ファイルにより行う。

設計図書等の貸し出しは、貸し出しを受けたい者がFAX（048-786-9866）にて申請し、返信用封筒及び申請書の原本を同封し郵送にて行う。

返信用封筒送付先 〒363-8501

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

総務部契約管財課契約・管財グループ

なお、入札に参加しない者は、貸し出しを受けることができない。

ア 申請期間 公告の日から平成26年8月29日（金曜日）まで

イ 貸出期間 公告の日から平成26年9月24日（水曜日）まで

ウ 返却先 〒363-8501

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

総務部契約管財課契約・管財グループ

返却については、貸出期間内に郵送で行うこと。

## 10 設計図書等に関する質問等

(1)入札参加者は、設計図書等に関し質問又は疑問がある場合は、FAXにより質問するものとする。

ア 提出期間 平成26年9月4日（木曜日）から

平成26年9月5日（金曜日）正午まで

イ 提出方法 FAXにより提出することとし、持参は受け付けない。

ウ 提出先 総務部契約管財課契約・管財グループ

FAX番号 048-786-9866

前号の規定による質問に対する回答は、平成26年9月11日（木曜日）から桶川市ホームページに掲載する。

#### 1.1 入札書等の不受理に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しないものとする。

- (1)書留又は簡易書留以外の方法で郵送された入札書等
- (2)提出期間内に到着しなかった入札書等
- (3)外封筒に第6項第1号イに規定する事項が記入されていない入札書等
- (4)外封筒の記載事項から得られる情報により、第3項に規定する入札に参加する者に必要な資格がないことが明らかな者が提出した入札書等
- (5)外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

#### 1.2 入札書等の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札書等は無効とする。

- (1)中封筒がない入札書等
- (2)中封筒が封かんされていない入札書等
- (3)中封筒に第6項第1号アに規定する事項が記入されていない入札書等
- (4)同一人が入札した2通以上の入札書等
- (5)発注機関名、入札参加者の商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書
- (6)発注機関名の記載が誤っている入札書
- (7)金額の記入がない入札書
- (8)金額を訂正した入札書
- (9)記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
- (10)工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (11)工事名又は工事場所のいずれかが記載されていない入札書
- (12)誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (13)工事費等内訳書又は入札公告において示した書類を提出しない者が入札した入札書
- (14)工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書  
(工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。)
- (15)未記入など不備がある工事費等内訳書を提出した者が入札した入札書
- (16)明らかに連合によると認められる入札書
- (17)事後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札書等
- (18)前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札書

### 1.3 落札候補者の決定に関する事項

落札候補者は、開札において、予定価格の範囲内で一番低い価格で入札をした者とする。ただし、本工事は、桶川市建設工事変動型最低制限価格制度取扱要綱により最低制限価格を算定するので、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち当該最低制限価格以上の最低価格入札者を落札候補者とする。

開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札候補者の決定を保留にした上で、当該同価の入札をした者に、くじを引かせ、落札候補者及び順位を決定するものとする。

なお、当該同価の入札をした者が開札に出席していないときには、当該入札事務に係る職員に、くじを引かせるものとする。

### 1.4 入札参加資格の審査等

落札候補者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

なお、入札参加資格審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の審査は行わない。

#### (1) 提出書類

- ア ダイレクト型制限付き一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 土木工事施工実績調書及び添付書類  
(契約書の写し及び工事の完成検査に合格したことを証明する書類の写し)
- ウ 配置予定技術者届及び添付書類  
(監理技術者又は主任技術者の資格を証する書類等の写し)

#### (2) 提出方法等

- ア 提出期限 平成26年10月2日（木曜日）
- イ 提出場所 総務部契約管財課へ持参すること。

#### (3) 入札参加不適格通知等

- ア 落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、入札執行者は、入札参加不適格通知書を送付する。
- イ アの入札参加不適格通知書を受け取った者は、当該通知書を受け取った日から起算して3日以内（閑序日を除く。）に、その理由について総務部契約管財課に書面を提出することにより問い合わせすることができる。
- ウ 落札候補者が提出期限までに入札参加資格審査のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

### 1.5 落札者の決定

- (1) 入札執行者は、入札後前項第1号の書類が提出されたときは、速やかに落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、当該書類が提出された日から起算して3日

以内(閉庁日を除く)にその者に通知する。ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合はこの限りでない。

また、落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

(2) この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。別紙に掲げる工事において、一つの工事について落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。ただし、落札候補者の入札書を無効とした結果、当該入札の参加者が1者となる場合、当該入札は一抜け方式は行わない。(先の入札で落札候補者となった者が提出した入札書は無効としないで、提出された全ての入札書で比較し、落札候補者を決定する。)

また、別紙に掲げる順位の工事において落札者となった者は、次順位以降の工事の落札者となることができない。

#### 1 6 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後に、桶川市ホームページに掲載するとともに、総務部契約管財課で公表する。

#### 1 7 契約保証金

落札者は、桶川市契約規則第16条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同第17条に該当するときは、免除することができる。

#### 1 8 契約の締結に関する事項

契約は、落札者の決定後1週間以内に締結するものとする。また、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負の場合は、桶川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年桶川市条例第5号)の定めるところにより、入札後落札者と仮契約を締結し、桶川市議会において可決された後に本契約を締結する。

#### 1 9 この告示に関する問い合わせ

総務部契約管財課契約・管財グループ

電話番号 048-786-3211 (代)

## 別 紙

一抜け方式の対象工事及び落札決定順位は、次のとおりとする。

落札決定順位	工 事 名
1	桶川市告示第194号 公共下水道26-6工区管渠工事
2	桶川市告示第195号 公共下水道26-7工区管渠工事
3	桶川市告示第196号 公共下水道26-3工区管渠工事
4	桶川市告示第197号 公共下水道第26-21工区築造工事